

## 中期目標期間の終了時における公立大学法人九州歯科大学の組織及び業務全般の検討結果及び結果に基づく措置について

### 1 中期目標期間の終了時における公立大学法人九州歯科大学（以下「法人」という。）の組織及び業務全般の検討結果

九州歯科大学は、平成18年度に公立大学法人に移行し、第3期中期目標期間が令和5年度に終了する。法人の業務実績については、毎年度、法人の自己点検・評価に基づき福岡県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価が実施されるとともに、令和4年度には認証評価機関による評価を受審している。これらの評価結果は大学運営の改善に反映され、法人の継続的な質的向上に資するものとなっている。

今回、評価委員会による中期目標期間評価の暫定的な評価（平成30年度から令和3年度までの4年経過時における達成状況及び認証評価機関の評価結果を踏まえた評価）の結果が報告された。

評価の結果、中期目標の達成状況は、「医科歯科連携や多職種連携を見据えた特色ある学生教育を行うとともに、地域歯科医療従事者に対するリカレント教育に加え、地域の中核病院等での医科歯科連携による地域包括ケアシステム構築や成人歯周病予防の取組を幅広く展開するなど地域貢献にも力を入れている。令和2年度からは新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けているが、遠隔授業も的確に組み合わせて学生の学修機会を確保するとともに、感染拡大防止対策を行ったうえで大学の特色である医科歯科連携実習も継続するなど、教育研究の維持向上に取り組んでいる。

特に、理事長の強いリーダーシップにより、卒業目標の達成に向けて学修成果を明示する「アウトカム基盤型教育」の実現に向けた教育改革を推進し、ルーブリックを活用した学修評価、先進的シミュレーター導入による臨床教育の充実、大学院修了率の向上などの成果をあげている点はきわめて優れている」と認められており、大学運営の活性化に一定の成果をあげていると判断する。

令和6年度から開始する第4期中期目標期間においては、第3期の成果を基に、大学の個性・特色を一層明確にして魅力ある大学づくりを更に推進していく必要がある。

### 2 検討の結果に基づき講ずる措置

上記1の検討結果を第4期中期目標及び中期計画の策定に反映させることにより、地方独立行政法人法第79条の2第1項に規定する検討の結果に基づき講ずる措置とする。

### 3 第4期中期計画策定に係る留意事項

- (1) 一層の質的向上を目指し、検証可能な高い到達目標を掲げ、県民に分かりやすく、かつ意欲的な計画を策定すること。
- (2) 法人自らの個性、強みを最大限に発揮する戦略的・意欲的な取組を推進する計画を策定すること。
- (3) 全学的な観点から重視又は見直す事項については、積極的にその具体的な内容を掲げること。